
看護福祉学部福祉マネジメント学科の コース制の履修方法等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、看護福祉学部履修規程（以下、「履修規程」という。）第6条に定める福祉マネジメント学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

(コース制)

第2条 福祉マネジメント学科には、次に掲げる履修コース（以下「コース」という。）を置くものとする。

- メンタルヘルス・マネジメントコース
- ケア・マネジメントコース
- スポーツ・マネジメントコース
- ソーシャル・マネジメントコース

(国家試験受験資格の取得)

第3条 福祉マネジメント学科において取得可能な国家試験受験資格は、次に掲げるとおりである。

- 社会福祉士国家試験受験資格
- 精神保健福祉士国家試験受験資格
- 介護福祉士国家試験受験資格

2 社会福祉士国家試験受験資格は、コースにかかわらず、学科内で卒業要件を満たし且つ社会福祉士国家試験の指定科目を履修および単位修得することにより取得できる。

(コース登録)

第4条 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためには、メンタルヘルス・マネジメントコースに登録し、当該コースで開設する指定科目の履修および単位修得が必要である。

- 2 介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、ケア・マネジメントコースに登録し、当該コースで開設する指定科目の履修および単位修得が必要である。
- 3 初級パラスポーツ指導員の資格を取得するためには、スポーツ・マネジメントコースに登録し、当該基準カリキュラムに対応した開講科目の履修および単位修得が必要である。
- 4 メンタルヘルス・マネジメントコース、ケア・マネジメントコースおよびスポーツ・マネジメントコースのいずれにも登録しない者で、社会福祉士国家試験受験資格を取得するために当該指定科目をすべて履修する場合の履修モデルをソーシャル・マネジメントコースと称する。

(コース登録手続)

第5条 メンタルヘルス・マネジメントコース、ケア・マネジメントコースおよびスポーツ・マネジメントコースに所属するには、所定の登録手続きをしなければならない。

2 前項に定める登録手続きについては、所定の用紙を次に掲げる期限までに提出しなければならない。

- メンタルヘルス・マネジメントコース（第2学年後期の指定する日）
- ケア・マネジメントコース（第1学年前期履修登録締切日）
- スポーツ・マネジメントコース（第2学年前期履修登録締切日）

3 前項各号のコースを志願する学生については、当該コースにおいて選考を行うことがある。

4 選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。

5 コースの登録後の取止めについては、当該コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を学科長に提出することとし、学科長はその旨を教務部長に報告する。

(コース登録学生数の制限)

第6条 メンタルヘルス・マネジメントコースおよびケア・マネジメントコースに登録できる学生数の上限は、原則として次のとおりとする。

- メンタルヘルス・マネジメントコース 第3・4学年各30名（編入学生等5名を含む）

ケア・マネジメントコース 各学年20名

(編入学生の取扱)

第7条 編入学生は、メンタルヘルス・マネジメントコースおよびケア・マネジメントコースに登録することができない。

ただし、本学に編入学する以前に社会福祉士国家資格または社会福祉士国家試験受験資格を有する者は、教務委員会の承認を得た場合、メンタルヘルス・マネジメントコースに登録することができる。なお、本学に編入学する以前に介護福祉士国家資格を有する者は、教務委員会の承認を得た場合、コースに関わらず「実地研修Ⅰ～Ⅴ」を履修することができるものとする。

(その他)

第8条 コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、看護福祉学部履修規程、看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコース履修等に関する細則の定めるところによる。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、平成21年度に1年次に入学した学生から適用する。

2 平成21年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

1 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。

2 「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。

附 則

この細則は、平成27年12月10日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、平成25年度入学生および平成27年度に第3学年に編入した学生から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、平成26年度入学生についても適用する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日現在で第2～4学年に在学する者については、別表のみ従前の規定による。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、「地域共生社会演習Ⅰ」は、平成30年4月の第3学年より、「地域共生社会演習Ⅱ」は、平成31年4月の第4学年より適用する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、別表のみ従前の規定による。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 「医療概論」については、令和4年4月1日以降に入学し、令和5年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 3 「介護実習Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ」、「家族療法」及び「クリニカルソーシャルワーク」については、令和5年3月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和5年4月1日現在で第2学年から第3学年に在学する学生および令和5年4月1日以降に第3学年に編入した学生にも適用する。ただし、令和3年3月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。
- 4 改正後の第4条の規定は、令和4年度に1年次に入学した学生から適用する。ただし、令和4年3月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。